

# 西都市コミュニティバス運行業務委託に係る運行事業者の募集について

## 1 趣旨

西都市では、交通空白・不便地域での移動手段の確保を図ることを目的として、現在、コミュニティバスを市内8路線で運行しています。

コミュニティバスの運行を委託している事業者との契約が令和6年9月末をもって満了することから、あらためてコミュニティバスを運行する一般乗合旅客事業者を募集します。

## 2 業務内容

国土交通省への一般乗合旅客運送事業の許可及び認可等の申請その他のコミュニティバスの運行に関する全ての業務とします。

- ・バス車両の確保及び整備管理業務
- ・バス運行に係る運転・運行管理業務
- ・バス車両保管業務
- ・バス停の整備業務等
- ・本業務の実施状況、運賃収入及び各便における各バス停の乗降客に関する報告等

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者
- (2) 西都市内に本社、支店、営業所等（運行管理者及び整備管理者が常駐する。以下同じ。）を有する者又は運行開始までに西都市内に本社、支店、営業所等を有することが確実である者

#### 4 運行計画の概要等

	運行系統名	運行系統		運行計画	系統 キロ程
		起点	終点		
<b>【三納地区】</b>					
1	平野・石尾	西都 SC	石尾	毎週月・水・金、往復 6 便	12.3
2	長谷	西都 SC	上長谷	毎週火・木・土、往復 6 便	15.5
<b>【都於郡地区】</b>					
3	山田・上沖	西都 SC	中山	毎週月・木、往復 4 便	19.3
4	岩爪	西都 SC	岩爪	毎週火・金、往復 4 便	14.8
5	長園	西都 SC	長園	毎週水・土、往復 4 便	17.3
6	長園通学	西都 SC	長園	毎週月～土、往復 1 便	17.3
<b>【三財地区】</b>					
7	岩井谷・並木	並木	西都 SC	毎週火・金、往復 3 便	18.5
<b>【穂北・東米良地区】</b>					
8	穂北(銀鏡・尾吐)	西都 SC	尾吐	毎週月・水・木・土、往復 2 便 (一部デマンド運行)	44.1

※ 経路・時刻表・デマンド運行内容は別紙のとおり（祝日は運休）

なお、経路及び時刻については、募集時現在のものです。

#### 5 運行に係る仕様等

道路運送法等の関係法令を遵守するとともに、運行に係る仕様等については次のとおりとします。

##### (1) 運賃

運賃は、現行の運賃を基準とした市の案を基に、運行事業者と協議して定めま  
す。各種定期券（通学、通勤又は高齢者）等の割引制度については、可能な限り、  
現行サービスと同等のサービスを導入することをご検討ください。

なお、65 歳以上の高齢者については、1 乗車当たりの運賃が上限 200 円となる  
敬老バスカードを適用します。運行事業者は、敬老バスカードに係る事業に関し  
て、別途市と委託契約を締結する必要があります。敬老バスカードに係る事業に  
ついては、本業務委託期間中に事業内容が変更となることがあります。

##### (2) 運行経路及び時刻表

運行経路及び時刻表については、別紙のとおりとしますが、事情に応じて一定  
の変更は可能であり、最終的な運行経路及び時刻表は協議により定めます。また、  
業務委託契約後の利用状況等によっては、運行経路や時刻の見直し等を行い、業  
務委託期間内に契約内容の変更が生じることがあります。

交通量の多い国道及び県道を除いては、フリー乗降制を導入することとしま

す。

(3) 使用車両

10人乗り以上の車両を指定します。ただし、三納地区（平野・石尾線及び長谷線）及び都於郡地区の長園通学線については、20人乗り程度の小型バスまたはマイクロバスを指定します。

(4) バス停

バス停の作成と設置は、コミュニティバスを運行する事業者が行います。現在運行しているバス路線と同じ経路上のバス停については、既存の設置位置を基本とし、新たに設置するバス停の位置については、道路管理者ほか関係機関と協議して定めます。

(5) 業務委託期間（運行期間）

令和6年10月1日（火）から令和9年9月30日（木）までの3年間。

## 6 提出書類等について

(1) 提出書類

① コミュニティバス運行提案書

② 運行計画予定表

③ 見積書

・税抜きで記入してください。

・見積書の宛先は「西都市長 橋田和実」とし、見積金額は運行経費（運行実費）を記入してください（運賃収入を差し引いた欠損額を記入しない。）。

・見積金額は3年間の総額を記入してください。

・別紙にて内訳書を添付してください。内訳として、人件費（給与、福利厚生費等）、車両経費（車両費、整備費、燃料費等）、その他経費（停留所整備費等）を明記し、項目ごとに金額を明記してください。

・見積書は、「三納地区」「都於郡地区」「三財地区」「穂北・東米良地区」それぞれ分けて提出してください。

④ 使用予定車両のカタログ及びその装備等が分かる資料

(2) 提出部数 4部(正本1部、副本3部)

(3) 提出期限 令和6年5月24日（金） 午後5時必着(郵送可)

(4) 提出先及び問合せ先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市総合政策課

電話：0983-35-3866、FAX：0983-43-2067

mail：kikaku@city.saito.lg.jp

## 7 運行事業者の選定等

選定委員が、次の「評価基準」により総合的に評価を行い、選定委員全員の合計点数が満点に対して 60 点以上の者、かつ最も合計点数の高い者を運行事業者として選定します。なお、点数の合計が 2 者以上同点となったときは、選定委員の合議により運行事業者を選定します。評価は、原則として提出書類により行いますが、必要に応じてヒアリング等を行います。

### 西都市コミュニティバス運行业務委託に係る運行事業者の評価基準

項目	評価要素	配点
運行の安全性	旅客運送事業の実績・国土交通省による処分の状況・重大事故の発生の状況（過去 5 年間） ・運輸安全マネジメントの導入状況・運行管理体制・整備管理体制・運転乗務員の配置等	25
運行上の安全性	高齢者、障害者への配慮・運転者の教育体制 ・苦情対応体制・各種サービス等	15
環境への配慮	低公害車の導入状況・省エネルギーへの取組状況	5
緊急時の対応能力	事故時の処理体制・事故時の損害賠償能力・災害発生時等緊急時の対応能力・予備車両の状況	15
運行経費	能率的な運営を前提としていること・経費の適正な見積もり	35
利用促進対策等	利用促進に係る取組等	5

選定の結果は、6 月上旬までに文書にて連絡します。

## 8 注意事項

- (1) 提出書類の作成に係る一切の費用は各社負担とします。
- (2) 運賃・料金の設定及び使用車両等については、西都市地域公共交通活性化協議会及び西都市運賃協議会において関係者等の合意を得る必要があるため、提案された事業内容に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- (3) 委託業務に係る委託料は、運行経費から運賃収入及び敬老バス事業委託料を差し引いた金額を 1 月ごとに支払うものとします。
- (4) コミュニティバスの運行は、「地域公共交通確保維持改善事業」として、国庫補助を受けることを前提としております。手続きは、補助対象期間（10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間）の運行終了後に実施します。西都市地域公共交

通活性化協議会が補助対象事業者となりますが、補助金の交付を受けるための申請手続等には、運行事業者の所有する資料等が必要となりますので、西都市の求めに応じて、資料等を提出していただきます。

- (5) 運行业務委託期間中に運行経路、運行路線キロ、運行回数及び時刻等の変更並びに地域公共交通確保維持改善事業の変更等に伴い、委託契約金額の変更が生じる場合は、今回の提出書類をもとに契約金額の変更を行います。
- (6) バス停の整備数等に変更が生じた場合は、その分について減額を行い、契約を締結することとします。